医療法人渓仁会における求職者等への
セクシュアルハラスメントの防止に関する基本方針

制定日：２０２６年１０月１日
医療法人渓仁会　理事長　成田　吉明

１．目的

医療法人渓仁会（以下「法人」という。）は、すべての人の人格と尊厳を尊重し、安全で公正な職場環境の実現を目指しています。

そのため、採用活動及びインターンシップ、病院見学、実習、職場体験等（以下「採用活動等」という。）に関わるすべての求職者等に対し、セクシュアルハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメント行為を許容しません。

求職者等が安心して採用活動等に参加できる環境を確保することは、法人の社会的責任であり、本方針に基づき適切な防止措置を講じます。

２．適用対象

本方針の対象は、採用活動等に関わる以下の者とします。

（１）求職者等

応募者、採用選考試験受験者、インターンシップ（オープン・カンパニー）参加者、病院見学・職場見学者、実習生、学生など

（２）行為者となり得る者

採用活動等に関与する全ての職員

３．禁止行為

法人は求職者等に対する次のような性的言動を禁止します。

（１）性的な発言

容姿や身体に関する不必要な発言
交際や結婚に関する執拗な質問
性的な経験や恋愛事情に関する質問
性別役割を固定化する発言
その他、相手を不快にさせる性的な言動

（２）性的な行為

不必要な接触
食事や飲酒への執拗な誘い
個人的な連絡先の要求
性的な内容を含むメッセージ送信
採用や評価と引き換えに性的関係を求める行為
その他、相手の意思に反する性的な行為

（３）オンライン上の行為

オンライン面接等における性的言動
ＳＮＳや電子メール等を利用した性的な連絡
プライベートアカウントへの接触の強要
その他、情報通信手段を利用した性的ハラスメント

４．法人の責務

法人は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、次の措置を講じます。

（１）本方針の周知徹底
（２）採用活動等に関与する職員への教育
（３）相談窓口の設置及び周知
（４）相談者のプライバシー保護
（５）相談や事実確認に協力した者への不利益取扱いの禁止
（６）発生時の迅速、かつ適切な対応
（７）再発防止策の実施

５．職員の責務

採用活動等に関与する職員は、求職者等の人格及び尊厳を尊重し、本方針を遵守しなければなりません。特に面接対応者及び採用担当者は、採用選考に直接関係のない私的事項や性的な内容について質問してはなりません。

６．相談体制

求職者等からの相談や苦情に対応する相談窓口は「法人本部総務人事部」とします。

電話：０１１－６９９－７０７０　　E-mail：no-harassment@keijinkai.or.jp

相談は、選考試験受験中、採用活動期間中、採用活動終了後を問わず受け付けます。

職員による相談、報告は「渓仁会グループコンプライアンス相談報告窓口」にて受け付けます。

７．相談者等の保護

法人は相談を行ったことや事実確認に協力したことを理由として、相談者又は関係者に対し不利益な取扱いを行いません。

また、相談内容及び調査により知り得た個人情報については、関係者のプライバシー保護に十分配慮し、適切に管理します。

８．事案発生時の対応

法人は相談又は申告があった場合、必要に応じて事実確認を行い、公正、かつ迅速に対応します。

セクシュアルハラスメントが認められた場合は、法人就業規則、法人ハラスメント防止規程、制裁規程、その他の関係規程に基づき厳正に対処するとともに、再発防止に必要な措置を講じます。

９．求職者等への周知

法人は本方針を次の方法により周知します。

（１）法人ホームページへの掲載
（２）採用サイトへの掲載
（３）インターンシップ（オープン・カンパニー）等の実施時の周知